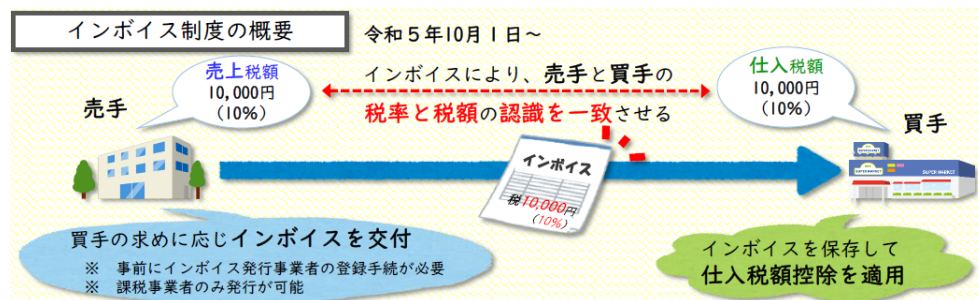


## インボイス制度開始に伴う事前チェック項目

23-007号  
通巻:246

2023年(令和5)年10月1日から消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)が開始され、事業者のみなさまは請求書の作成時や仕入先との取引継続等について検討されることが多数あるかと存じます。そこで基本的な確認項目をご紹介します。



適格請求書(インボイス)とは

「売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるため」に一定の記載事項を満たした請求書等。

現行の区分請求書からの追加事項は、①登録番号②適用税率③税率ごとに区分した消費税等となります。

## インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート (売手編)



## 《売り手》

## ①得意先ごとにどのような書類を交付しているか確認

雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう

インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能

都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認

## ②交付している書類等につき、どう見直せばインボイスとなるか検討

一定の記載事項を満たしているかの確認

消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理で計算

## ③インボイスの写しの保存方法

写しの保存は、コピーに限られません。電子データ等での控えも認められます。

# インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



＜買い手＞

## ①請求書等の発行者がインボイスが発行事業者かの確認

インボイス発行事業者の場合 →→→ **②仕入先がインボイス発行事業者の場合へ**

インボイス発行事業者ではない事業者の場合 →→→ **③仕入先がインボイス発行事業者ではない事業者の場合へ**

※インボイス発行事業者とは、消費税の課税事業者（消費税の申告義務あり）であり、登録番号を取得している事業者のこと

## ②仕入先がインボイス発行事業者の場合

どの書類がインボイスとなるか仕入先との間で認識を統一しておく

一定の記載事項を満たしているかの確認

消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理で計算されているか確認

## ③仕入先がインボイス発行事業者ではない事業者の場合

仕入税額控除の適用が受けれずに**消費税の納税額が増加する可能性があること**の確認

今後、インボイス発行事業者への登録を行うか確認

※インボイス発行事業者になることを強要。または、それを条件に価格交渉を行うことは下請法等に抵触する恐れがあります。

＜インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入税額控除に関する**経過措置**＞ ※一定の要件あり

2023年10月1日～2029年9月30日まで **仕入金額に対する消費税額につき80～50%控除を可能**

2029年10月1日～ **仕入金額に対する消費税額の控除不可**

例：A商品を仕入（100万円＋消費税額 10万円）し、販売（200万円＋消費税額 20万円）した際の消費税納税額の比較

【インボイス発行事業者】販売時 20万円 － 仕入時 10万円（全額控除）⇒ 10万円の納税

【インボイス発行事業者以外】販売時 20万円 － 仕入時 8万円（80%控除）⇒ 12万円の納税（2万円の負担増加）

## ④受け取った請求書等の保存や管理について

登録番号のあり・なしで区分して管理

免税事業者（登録番号なし）からの請求書は、現行の区分記載請求書の保存が必要

※2割特例や簡易課税制度を摘要する場合、仕入税額控除のためにインボイス制度の保存は不要となります。

⇒従って、上記の項目は検討不要となります。

※3万円未満の公共交通機関、従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当など

⇒インボイス制度の保存は不要（特例で免除）

（引用及び参照：国税庁 インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート）

今回ご紹介いたしましたインボイス制度や電子帳簿保存法の改正等に伴い事業者のみならず皆さまにつきましては事務処理で細かい対応が求められて業務の負担増加が避けられないかと思えます。業務負担軽減の一助として、IT導入補助金を活用しシステム見直しを行う方法もあれば、インボイス制度に関しましては追加の記載事項に関しては手書きでも適格請求書に該当しますので必ずしもシステム導入が必須ではありませんが、業務改善の見直しの機会として受け止めてみられてはいかがでしょうか。

クラージュ総合会計事務所 小門 竜太